

## 令和2年度 第6回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年9月8日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番 吉岩 一三 4番 藤松 美潮 7番 金高 奉宣 8番 倉永 信裕

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 26号	農地法第3条の申請について
議案第 27号	農地法第4条の申請について
議案第 28号	農地法第5条の申請について
議案第 29号	非農地証明願いについて
議案第 30号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 31号	下限面積（別段の面積）の設定または修正について
議案第 32号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 33号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 3号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和2年度第6回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>( 9時39分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>委員と、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>並びに<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第26号から議案第33号までの8議案39件と、報告事項が提出されております。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに、「議案第26号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>です。本日もよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案書1ページをごらんください。</p> <p>「議案第26号」「農地法第3条の申請について」。</p> <p>農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、譲受人、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>歳。申請の土地になります、大字<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>字<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、地番<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、地目、台帳、現況ともに<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、地積<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>m<sup>2</sup>、合計<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>筆の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、田<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>a、畑<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>a、計<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>a。理由といたしましては、所有農地の整理、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員	<p>おはようございます。8月16日に事務局と<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農地委員と私で現地に行ってきました。申請の土地は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を渡って、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>と<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の間の信号を左折し、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>の前の道路を<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>のほうに<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>m行ったところで左折した上にあります。</p> <p>土地につきましては、13年ぐらい前までは耕作されていない土地でしたが、今は立派な稲が植えられておりました。</p> <p>譲受人の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんは<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>歳と高齢ですが、大変元気がよくまだまだ十分働けるということです。長男と同居をしており後継者がいますので、問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理が難しいため、所有農地の整理を考えています。今回、申請地付近に住んでいる譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。現在、譲受人は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>歳になりますが、元気に耕作を行っています。</p> <p>なお、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの所有農地は、これ以外に約<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p><span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの農地法第3条第2項に</p>

	<p>規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、所有農地の整理、規模拡大であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>おはようございます。8月18日に事務局と現地調査を行いました。この土地は■■■■さんの隣接地で、そのまま譲渡したいということです。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、県外に住んでおり管理ができない状況です。今回、申請地付近に住んでいる譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、議案書3ページ、番号8番に記載されている農地法第3条の申請中の農地以外にはありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、所有農地の整理、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>8月18日に事務局を含め3名で現地を確認しました。この土地の場所は、■■■■の■■■■さんの自宅のすぐ横になります。この土地につきましては、日頃、■■■■さんが管理しているようで、半分は野菜の栽培、また半分は、竹が生えている状態です。将来的には竹を伐採して、畑にするようです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は市外に住んでおり、農地管理ができない状態です。今回、申請地の隣に居住し、以前から管理している譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p>

	<p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。経営面積は50aを超えませんが、農用地利用集積計画、6番、7番で申請されていますので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書2ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、お互いでの相互交換になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>現地を8月20日に■■■■農地委員さんと事務局で現地確認いたしました。申請地は、■■■■から■■■■に向かいまして、■■■■付近の土地です。申請地は前に農地交換を行っていましたが、登記を行っていなかったため、今回の申請になったようです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人と譲受人は、以前、交換分合していましたが、申請地については所有権移転登記をしておらず、今回の申請となりました。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、お互いでの相互交換になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番についても、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	5番も先ほどの4番と同じで■■■■の近くで、農地交換を行っています。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>番号4番と同様の案件です。譲渡人と譲受人は、以前、交換分合していましたが、申請地については所有権移転登記をしておらず、今回の申請となりました。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号6番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、子へ贈与、親からの受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>8月20日に■■■■農地委員と現地確認をいたしました。申請地は、■■■■を■■■■方面に向かい、■■■■を右折して、■■■■を左に見ながら約■■■mのところにあります。</p> <p>申請の理由としては、親子で贈与の話がまとまったようです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号7番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■■㎡、合計■■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田のみ■■■a。理由といたしましては、所有農地の整理、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>去る17日に事務局と■■■■農地委員と現地に行きました。場所は、■■■■から■■■■の間の中間地点にある土地です。昔から■■■■さんは田んぼを作っており、■■■さんが■■■に引っ越した際、田んぼを買ってくださいという話になり、話がまとまりました。■■■■さんは後継者が■■■にいるので問題はないと思います。</p>

	以上です。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、市外に住んでおり管理ができない状態です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。現在、譲受人は■歳になりますが、元気に耕作を行っています。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外にはありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号7番になります。経営面積は50aに達しませんが、今回の申請で許可されれば基準を超え問題ありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、「イ、空き家に付随した農地の所有権の移転」の8番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書3ページをごらんください。番号8番、空き家に付随した農地の所有権の移転についてです。</p> <p>申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■歳。申請の土地になります。大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、所有農地の整理、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	8番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	■■■さんの家を■■■さんが取得するので、それに付随する農地を取得するということで、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>まず、A4の許可基準一覧をごらんください。その中の左端のほうに農地法第3条第2項第5号の要件（耕作面積要件）があって、その面積は50a要するに5反を満たさなければいけません。</p> <p>しかし、農業委員会が、市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっていきます。</p> <p>杵築市においては、空き家所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1a、1aに満たない場合はその面積から取得ができるように緩和されました。これが10回目の案件になります。</p> <p>譲渡人は相続で宅地と農地を取得しましたが、県外に住んでおり管理ができない状況です。</p> <p>今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいということで話がまとまり、申請となりました。</p> <p>区域の指定は、令和2年度第5回総会「第23号議案」番号1番において指定済みです。</p> <p>今後は、野菜等を栽培すると伺っています。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、議案書1ページ、番号2番に記載されている農地法第3条申請中の農地以外にはありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号8番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に</p>

	<p>規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号9番、申請人、譲渡人、[ ]区、[ ]、譲受人、[ ]、[ ]、[ ]歳。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、台帳、現況ともに[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、所有農地の整理、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>9番について、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
[ ]委員	<p>7月21日に[ ]委員さんと事務局で現地確認をいたしました。申請地は、[ ]から[ ]方面に向かって、[ ]の方面に左折して[ ]kmぐらいの[ ]の入り口のところにあります。相続で宅地と農地を取得して、空き家バンクに農地付空き家で募集して今回の件になっています。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>空き家に付随した農地の所有権移転については、これが11回目です。</p> <p>譲渡人は相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に住んでおり管理ができない状況です。</p> <p>今回、譲受人と空き家とその付近にある農地を新規取得したいという話がまとまり、申請となりました。</p> <p>区域の指定は、令和2年度第5回総会「第23号議案」番号2番において指定済みです。</p> <p>今後は、野菜等を栽培すると伺っています。</p> <p>なお、[ ]さんの所有農地は、これ以外にはありません。</p> <p>[ ]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号9番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[ ]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第26号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第26号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第26号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第27号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>事務局の[ ]です。よろしくお願いします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>「議案第27号」「農地法第4条の申請について」。</p> <p>農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]㎡、合計[ ]筆の[ ]㎡。申請内容、事務所兼倉庫として。申請人は、休耕田に無断で事務所兼倉庫を建築したため、追認による農地転用許可申請を行う。こちらは第3種農地、追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。
[ ]委員	これも8月18日に現地調査を行いました。場所は、[ ]と[ ]の山際にございます。倉庫として使っていたとあって、始末書を出されているということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>追認案件となった理由につきましては、申請者が農地法を失念しており、無断で休耕田を造成し、事務所兼倉庫を建築してしまったためであり、この行為を消滅させるため、追認による農地転用許可申請を行うものです。</p> <p>立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地で、農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の周囲は水路、里道といった長狭物にのみ接しているため、転用行為の妨げとなる権利者はいません。</p> <p>整備の概要です。[ ]㎡のうち、約[ ]㎡を利用し、事務所兼倉庫を建築しています。</p> <p>以上により、立地基準、一般基準の両許可基準を満たしていると判断し、今申請は許可相当と考えられます。よろしくお願いします。</p>
議長	ただいま「議案第27号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第27号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第27号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第28号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>引き続きまして、私がお説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p>



	<p>「議案第28号」「農地法第5条の申請について」。</p> <p>農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[ ]区、[ ]、転用者、[ ]区、[ ] [ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]㎡、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]㎡。申請内容、残土処理場として。申請理由は、[ ]区に所在する[ ] [ ]に伴い発生する残土処理場として一時的に利用する。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。
[ ]委員	<p>先月、8月20日に[ ]農地委員と事務局で現地確認いたしました。</p> <p>場所の説明をいたします。この地図を見てください。[ ]から直線距離で北西約20kmのところ、[ ]地区というところになります。</p> <p>事務局の説明によると、[ ]から発注する[ ]地区にある[ ]にある[ ]によって排出される土置場として一時的に利用するため申請するようです。利用後は農地として復旧されるとのことで、[ ]農地委員と協議し、許可して問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上で、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>今転用は、[ ]地区に所在する[ ]に伴う一時転用です。目的は残土処理場としてです。</p> <p>立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>代替地の検討も行っていますが、地権者の了承が得られた土地は休耕中の農地以外になく、申請地がより工事現場に近かったため、この地に決定したようで、農用地区域外農地の証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側は[ ]、南側は[ ]であるが休耕中、西側は長挟物を挟んで[ ]及び[ ]、北側については長挟物を挟んで[ ]です。</p> <p>計画の概要です。申請地[ ]筆の合計[ ]㎡のうち、[ ]㎡を処理場として利用し、[ ]㎡搬入予定です。</p> <p>資金計画については、[ ]発注工事のため、[ ]全体のうち、残土整地分の積算書が添付されています。これにより、処理場が安全に管理されることはさることながら、工事完了後、遅滞なく農地として復元されることについても確実と言えます。</p> <p>以上により、立地基準、一般基準並びに一時転用許可基準を満たしているため、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、[ ]区、[ ]、転用者、[ ]区、[ ] [ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]㎡、合</p>

	計筆の■㎡。申請内容、研修施設として。申請理由は、■、関係者から研修施設整備の要望があり、条件を満たす土地の提供があったため、総代会により決定し、今回の申請に至った。こちらは第1種農地です。 以上です。
議長	2番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	8月20日に■農地委員と事務局の2人と行きました。場所は、■を■のところに信号を左に入り、■のほうに入って、少し行った交差点を右にずっと進んで■があります。■の隣の■さんが総代をしているのですが、この方が土地を提供するというので話合ったそうです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■は、■並びに関係者から研修施設整備の要望があり建築を検討していた。今回、土地所有者から土地の無償提供があり、総代会に諮り決定したため申請に至った。</p> <p>立地条件です。申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。</p> <p>許可要件は、農地法施行規則第35条第5号の既存の施設の拡張です。これは、拡張に係る部分の敷地面積が、既存の施設敷地面積の2分の1を超えないものに限り許可されます。</p> <p>転用目的は、■、関係者の研修施設であり、■の施設に隣接する土地に建築、整備され、要件に該当する転用面積であることから、規定により許可できます。</p> <p>代替地の検討も行いましたが、候補地は災害発生のおそれがあることなどからこの地に決定したようです。</p> <p>なお、この地は、農振除外の申請を行い、令和2年3月31日に認められています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の東側は■、南側、西側、北側は■に接しています。</p> <p>続いて、整備計画です。申請地の■㎡に、床面積■㎡、約■坪の研修施設整備を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・生活排水ともに東側の市道側溝へ接続予定です。</p> <p>なお、生活排水は合併処理浄化槽を経由します。排水に関し、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま「議案第28号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第28号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第28号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第29号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>「議案第29号」「非農地証明願いについて」。</p> <p>農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、隣接の山林による日照不足が原因となる生育不良や度重なる用水不足により、昭和54年頃からやむなく耕作放棄した。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>去る8月17日に事務局、■■■■農地委員と現地確認をしました。場所は、■■■■から■■■■mぐらいの■■■■の真正面です。現状を見ても農地としてどうにもならない状態です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を8月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、日照不足による生育不良や用水不足が原因で約40年放置していたためです。現在は雑木、竹が生い茂った状態です。</p> <p>これらのことから、申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態で管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■㎡。申請地の状況、宅地。転用または耕作放棄された理由、昭和56年に住宅を建築した際、誤って住宅の敷地として利用してしまった。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>先月の21日に■■■■農地委員と事務局で現地を確認いたしました。現地の場所は、■■■■から直線距離で西に約■■■■mのところ、近くに■■■■というところがあります。</p> <p>申請者が■■■■さんということで、■■■■の■■■■と■■■■と■■■■が農地ですが、住宅の敷地になっていることが分かり、今回の申請に至ったようです。</p> <p>この件については始末書が提出されており、地目を宅地に変更したいということで、■■■■農地</p>

	委員と協議し、非農地証明書を発行できると判断しました。 以上であります。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。現地を8月21日に■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。 申請地は、■筆とも住宅の敷地となっております。理由としましては、昭和56年に申請者が住宅を建築した際、農地転用手続を行わず敷地として利用したようです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。 本件は、証明書発行基準第4の5に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更登記を行い、宅地として管理するとのことでした。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡。申請地の状況、山林、原野。転用または耕作放棄された理由、申請地は袋地であり、耕作道がないために農業用機械の進入が困難で、■■■■については山林化しており、■■■■、■■■■については面積が少ないため、耕作を断念した。 以上です。
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	8月20日に■■■■農地委員と事務局で現地確認をいたしました。市街地の方から■kmぐらい東で、■■■■の■■■■の付近に位置する土地です。本人の出身は■■■ですが、■■■に住んでいるようです。土地の管理が難しく、耕作が困難な様子ですので、長い間荒れております。面積も小さく機械の進入も難しいので、今後、耕作が困難な状況と見て、■■■■農地委員と協議の結果、非農地証明書の発行ができると判断いたしました。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を8月20日に■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。 申請地は雑木、雑草が生い茂り、山林、原野化しています。理由としましては、耕作道がなく袋地の状況であるため、農業用機械の進入が困難で、■■■■、■■■■については面積が少なく、耕作に適した土地でないため、耕作・管理を断念してきたことにあります。 また、■■■■、■■■■については、農地法第30条第3項第1号の判断結果により、農地管理に関する通知を送付済みです。 これらのことから総合的に判断し、申請地は今後農地として復元しても継続して利用できないと見込まれます。これは非農地証明書発行基準第2の4に該当します。 加えて、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態での管理するようです。 以上です。

議長	4番についても、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員よりご意見があればお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 委員	4番については3番と隣り合っています。長い間耕作されておりませんで、機械の進入も難しく、ほぼ耕作困難な状況に達していましたので、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 農地委員と協議の結果、非農地証明書は発行できると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。番号3番と隣接する申請地のため、同日、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農地委員、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員とで確認しました。 申請地は雑草等が生い茂り、原野化しています。理由としましては、耕作道がなく農業用機械の進入が困難で、度重なる用水不足に見舞われたため、平成3年頃から耕作・管理を断念してきたことにあります。 この土地は、農地法第30条第3項第1号の判断結果により、農地管理に関する通知を送付済みです。 このような状況のため、総合的に判断し、この土地は、今後農地として復元しても継続して利用できないと見込まれます。これは非農地証明書発行基準第2の4に該当します。 また、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でないため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態です。 以上です。
議長	只今、「議案第29号」「非農地証明願いについて」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第29号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第29号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第30号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書7ページをごらんください。 「議案第30号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」。 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付け杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。 番号1番、申請者、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 。申請の土地になります、大字 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 字 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 、地番 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 、地目、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 、地積 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> ㎡、ほか <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 筆、合計 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 筆の <span style="background-color: black; color: black;">          </span> ㎡。杵築市空き家バンク登録番号 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 番、宅地地番、杵築市大字 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 、宅地面積 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> ㎡です。 以上です。
議長	1番について、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	これも8月18日に3人で現地調査を行いました。現況は親族の方が野菜等を作っていて、農地としては十分ではないかと思しますので、ご審議をお願いします。
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>図面の3条位置図、17条―2をごらんください。</p> <p>空き家に付随した農地の所有権の移転については、これが12回目の案件です。</p> <p>空き家の場所は、星印で囲んでいる場所です。</p> <p>農地の場所は空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>申請者は相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に居住しており、管理が難しいので、今回の申請となりました。</p> <p>ちなみに、購入予定者は■■■■の方です。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をし、来月以降、3条申請を待つ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま「議案第30号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。申請の農地を「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域」に指定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第30号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。
議長	次に、「議案第31号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書8ページをごらんください。</p> <p>「議案第31号」「下限面積（別段面積）の設定又は修正について」。</p> <p>現行の下限面積（別段の面積）の変更を行わないので、意見を求める。</p> <p>方針、1番、農地法施行規則第17条第1項に係る現行の下限面積の修正は行わない。下限面積は50aであります。</p> <p>2番、農地法施行規則第17条第2項に係る下限面積を継続する。杵築市空き家バンクに登録されている空き家の所有者等が所有する遊休農地で、あらかじめ農業委員会の区域指定（地番指定）を受けた土地について、1a以上（1aに満たない場合はその面積）で取得が可能とするということであります。</p> <p>変更がないのに総会にかけ理由ではありますが、下から2行目のところです。農業委員会の適正な事務実施についてというのがありまして、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することになっておりますので、今回提案させていただきました。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただいま「議案第31号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第31号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」は、方針のとおり下限面積を設定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第31号」「下限面積（別段の面積）の設定又は修正について」は、方針のとおり下限面積を設定することに決めます。
議長	次に、「議案第32号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書9ページをごらんください。</p> <p>「議案第32号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」。</p> <p>農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定、番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡のうち■■■■㎡、合計■筆の■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ借人、貸人等がある場合は、住所、氏名、設定期間、借人の経営面積等は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡ほか■筆、合計■筆の■■■■㎡。</p> <p>続きまして、次のページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、合計■筆の■■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、合計■筆の■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、合計■筆の■■■■㎡。</p> <p>続きまして、議案書11ページをごらんください。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■区、■■■■、設立■■年。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、</p>

■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、畑のみ■a。

続きまして、番号9番、申請人、貸人、■区、■、借人、■、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号10番、申請人、貸人、■区、■。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。

続きまして、番号11番、申請人、貸人、■区、■、■。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号12番、申請人、貸人、■区、■。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。

続きまして、番号13番、申請人、貸人、■区、■。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号14番、申請人、貸人、■、■、借人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■a、畑■a、計■a。

続きまして、番号15番、申請人、貸人、■区、■、借人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡のうち■㎡、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田のみ■aであります。

続きまして、議案書13ページをごらんください。

番号16番、申請人、貸人、■区、■、■。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。

続きまして、番号17番、申請人、貸人、■、■、借人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■a、畑■a、計■a。

続きまして、番号18番、申請人、貸人、■、■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長光長伸彦。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号19番、申請人、貸人、■区、■。申請の土地になります。大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。

続きまして、議案書14ページをごらんください。

番号20番、申請人、貸人、■区、■。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。

続きまして、イ、所有権の設定であります。

番号21番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、譲受人、■区、■、設立■年。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。



	<p>m<sup>2</sup>。農地売買等支援事業の公社売渡しになります。借人の経営面積は、田のみ■■■■a。</p> <p>貸手農家数■■戸、借手農家数■■戸、利用権の設定面積は全部で■■■■m<sup>2</sup>、所有権の設定面積は全部で■■■■m<sup>2</sup>、合計■■■■m<sup>2</sup>です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま「議案第32号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第32号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第32号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第33号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書15ページをごらんください。</p> <p>「議案第33号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、■■■■大字■■■■の■■筆、■■■■m<sup>2</sup>です。</p> <p>次の16ページが、先ほど審議していただいた農用地利用集積計画の番号18番から番号20番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を農地中間管理機構から■■■■氏に貸し付ける土地の一覧になります。詳細につきましては、利用権設定の審議された内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま「議案第33号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第33号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第33号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第3号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書17ページをごらんください。</p> <p>「報告第3号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借件の解約受理について</p>

	<p>て（合意解約）」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和2年度第6回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>（10時50分：終了）</p>